

「仏暦 2553 年・コミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業における独立機関の見解提出の連絡調整についての総理府規則」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

憲法67条に基づく独立機関設置のための規則

● 仏暦2553年・コミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業における独立機関の見解提出の連絡調整についての総理府規則

タイ王国憲法第六七条第二段に基づくコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業への見解付与のため、環境及び健康面の民間機関代表、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関代表からなる独立機関の設置及び業務遂行のための実施調整指針を定めるべきであることにより、

仏暦二五三四年・公務運営規則法令の第一条(8)の内容に基づく権限に依拠して、内閣総理大臣は内閣の承認により以下のように規則を制定する。

第一項

本規約を「仏暦2553年・コミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業における独立機関の見解提出の連絡調整についての総理府規則」と呼ぶ。

第二項

本規則は官報公示日の翌日から施行する。[官報公示日は二〇一〇年一月一二日]

第三項

本規約において、

「独立機関（オンカーン・イサラ）」とは、コミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業への見解付与のため、環境及び健康面の民間機関代表、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関代表からなる独立機関を意味する。

「プロジェクトまたは事業（クロンカーン・ル・キチャカム）」とは、環境、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業を意味する。

「委員会（カナ・カマカーン）」とは、独立機関の見解付与についての連絡調整委員会を意味する。

第四項

内閣総理大臣を本規約の主務大臣とする。

第一章

独立機関の見解付与についての連絡調整委員会

第五項

以下からなる「独立機関の見解付与についての連絡調整委員会」を設置する。

- (一) 内閣が任命した有識者を委員長とする。
 - (二) 天然資源・環境省次官、保健省次官、工業省次官、及び内閣法制委員会事務局長。
 - (三) 内閣が任命した民衆セクター代表4人。
 - (四) 内閣が任命した工業事業者民間セクター代表4人。
 - (五) 内閣が任命した有識者5人。
- 環境クオリティ振興局長を委員兼書記とする。

第六項

内閣が任命した委員長及び委員は一期二年の任期を有する。

任期が切れた時、新たな委員長または委員の任命がなされていない場合は、その任期により退任した者が任に留まり、新たに任命された者が就任するまで任務を果たす。

第七項

任期による退任ほかに、内閣が任命した委員長及び委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 無能力者または準無能力者となった。
- (四) 確定判決で禁錮刑を受けた。

第八項

内閣が任命した委員長または委員が任期が切れる前に退任した場合、同じカテゴリーの者を委員長または委員に任命し、その任命された者の任期は前任者の残り任期と同じとする。

委員長または委員が任期切れ前に退任した場合、新たな任命があるまで委員会は残る委員によって構成される。任期切れ前に退任した者が委員長である場合、委員は一人の委員を互選して委員長としての任務を果たさせる。

第九項

委員会の会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。

委員会の会議において委員長が欠席または任務を果たせない場合は、会議において一人の委員を会議の議長に互選する。

会議における決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同数であれば会議の議長が決定票を投じる。

第一〇項

委員会は以下の権限義務を有する。

(一) 環境及び健康面の民間機関、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関が独立機関設置に参加するよう連絡調整する。

(二) 独立機関の任務の遂行が効率を有するよう支援、顧問、助言及び援助する。

(三) 独立機関の任務遂行及び費用の支援のため関係する国の機関の公務遂行指針の実施で内閣に提言する。

(四) 独立機関の見解付与に資するため関係する国の機関を連絡調整する。

(五) 内閣、国の機関または独立機関に対し、本規約に基づく実施に係る問題の解決を検討、提言する。

(六) 委員会の委任に基づく実施のため小委員会または作業部会を設置する。

(七) 内閣の委任に基づくその他の実施。

第一一項

環境クオリティ振興局は委員会の運営を支援する義務を果たし、委員会の委任に基づき独立機関の運営を支援する。ここに環境クオリティ振興局の権限義務の範囲内において支援する。

第一二項

委員会、及び委員会が設置した小委員会及び作業部会の任務遂行における費用、独立機関の任務遂行支援のための費用、並びにその他の必要な費用は、環境クオリティ振興局の予算から拠出する。予算が支出に不十分であれば、内閣に支援予算の認可をしてもらうため天然資源・環境大臣に報告する。

第二章

独立機関の運営調整

第一三項

委員会は、独立機関の設置に参加することを望む環境及び健康面の民間機関、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関に、独立機関の設置合意の会議に参加するため、定められた期間内に第二段の詳細に基づき各機関の代表の名を委員会に通知するよう一般告知する。

第一段に基づく実施に資するため、代表の名を通知する権利を有する環境及び健康面の民間機関、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関の形態、推薦を受ける者の資格及び数、提出しなければならない証拠書類の詳細について、委員会は第一段に基づく告知において通知する。

本項に基づく実施において、委員会は委員会が定め告知したところに基づく形態を有する環境及び健康面の民間機関、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関に直接通知書を送ることもできる。

第一四項

委員会は環境及び健康面の民間機関、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関間の合同会議を開催し、独立機関設置で合意があるようにする。

会議で独立機関の設置が合意された時、委員会は独立機関設置を告示するため内閣に通知する。

会議の方法は委員会が定めたところに従う。

第一五項

独立機関運営委員会の設置、独立機関の運営原則、及びプロジェクトまたは事業への見解付与の原則は、独立機関が定めたところに従う。

委員会は独立機関の運営を支援、顧問、助言及び援助する義務を有する。ただし独立機関の運営における独立性を損なうものであってはならない。

第一六項

委員会の権限義務に基づく運営、もしくは独立機関の運営への支援に資するため、委員会は内閣に提案し、関係する国の機関が支援する、または権限義務に基づき協力するよう決定してもらうこともできる。

第一七項

独立機関が存続できない事由がある場合、委員会は内閣に報告し、独立機関の終了を告示してもらい、新たな独立機関の設置があるよう本章の内容に基づく実施をなす。

第三章

プロジェクトまたは事業への見解付与

第一八項

独立機関の見解のため送付しなければならないプロジェクトまたは事業について、天然資源・環境政策企画事務局は、国家環境クオリティ振興保全法に基づく専門家委員会が承認したプロジェクトまたは事業の環境影響分析報告書、専門家委員会の見解、及び環境影響防止軽減策の要旨から構成されるデータを独立機関に送付し、独立機関は見解をまとめ、委員会に通知する。

第一九項

委員会は、独立機関が第一八項に基づき天然資源・環境政策企画事務局からデータを受け取った日から六〇日以内に意見をまとめるよう独立機関と連絡調整する。

独立機関が要請した場合、委員会は天然資源・環境政策企画事務局と調整し、事前研究のためプロジェクトまたは事業の重要データを前もって送り、第一段に基づく期日内に見解をまとめることができるようにすることができる。

第二〇項

独立機関が見解をまとめた時、責任を有する、もしくは認可者である国の機関にこれを送付し、権限に基づく実施のためにその見解を審査に加えるようにする。

第一段に基づくプロジェクトまたは事業が内閣の承認を受けなければならない官公庁、国営企業、または民間との共同プロジェクトである場合、独立機関は見解を天然資源・環境政策企画事務局に送付し、同事務局は国家環境委員会にこれを提出、内閣の審査に付させる。

ここに、タイ王国憲法の第六七条第二段に従うために。

経過規定

第二一項

当初においては、委員会は第五項に基づく委員の全任命がなされた日から六〇日以内に、環境及び健康面の民間機関、並びに環境・天然資源・健康面を研究する高等教育機関に第一三項に基づき代表の名を通知するよう告知し、第一四項に基づき会議を開催する。

(おわり)